

『市民と行政の約束制度』 市民と図書館の約束（部門別の指針）

『市民と行政の約束制度』とは、行政サービスの内容を市民の皆さまにわかりやすく説明するとともに、その成果を市民の皆さまに約束する制度です。

そしてこの「部門別の指針」は、市民の皆さまに直接提供するサービスについて、それぞれの部門においてサービスの水準や標準的な処理期限を明らかにするものです。

□図書館から市民の皆さまへの約束

1. 図書館休館日のお知らせは、図書館ホームページ及び図書館だよりに掲載し、また館内外に掲示します。
2. 利用者から、図書館サービス（読書案内・調べもの・予約・リクエストなど）のお申し込みがあれば、速やかに対応します。（ただし、内容によっては、サービスの提供に時間のかかる場合があります。）

□図書館から市民の皆さまへのお願い

1. 図書館の資料や施設設備は、皆さんの共有財産です。図書館利用のマナーの向上を皆さん一人ひとりが心がけてください。

□図書館へのご意見・ご要望等は下記までお願いします

1. 住 所 〒518-0712 名張市桜ヶ丘3088-156
2. 電 話 0595-63-3260
3. F A X 0595-64-1689
4. メールアドレス tosyokan@nabari-library.jp